

## 令和4年度第2回花巻市地域公共交通会議録

1 開催日時 令和4年6月29日（水）午後2時00分～午後3時30分

2 開催場所 花巻市花城町1番47号  
花巻市生涯学園都市会館（まなび学園）3階 第2・第3中ホール

3 出席者 委員28名中、20名出席

(1) 本人出席 20名

齋藤 努 委員（国土交通省東北運輸局岩手運輸支局 首席運輸企画専門官）  
千田 志保 委員（岩手県南広域振興局経営企画部 企画推進課長）  
菊池 朗好 委員（岩手県警察花巻警察署 交通課長）  
鈴木 成伸 委員（国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所 調査第二課長）  
田頭 征剛 委員（岩手県南広域振興局土木部花巻土木センター 道路整備課長）  
重茂 猛 委員（花巻市建設部道路課 課長）  
立花 徳久 委員（岩手県タクシー協会花巻支部 支部長）  
鈴木 一成 委員（公益社団法人岩手県バス協会 事務局長）  
小原 基美 委員（株式会社東和町総合サービス公社 総務部長）  
小田島 克久 委員（花巻市社会福祉協議会 事務局長）  
伊藤 蓉子 委員（花巻市交通安全母の会連合会 会長）  
伊藤 實 委員（花南地区コミュニティ会議 会長）  
平賀 仁 委員（太田地区振興会 会長）  
高橋 一彦 委員（宮野目コミュニティ会議 会長）  
中島 健次 委員（矢沢地域振興会 会長）  
藤田 哲司 委員（亀ヶ森地区コミュニティ会議 会長）  
漆戸 宏宣 委員（富士大学経済学部経済学科 講師）  
木村 清且 委員（花巻商工会議所地域開発委員会 委員長）  
佐々木 豊 委員（一般社団法人花巻観光協会 専務理事）  
鈴木 之 委員（花巻市建設部長）

(2) 欠席者 8名

関澤 真 委員（国土交通省東北運輸局岩手運輸支局 首席運輸企画専門官）  
浦部 和之 委員（岩手県交通株式会社乗合自動車部 副部長）  
久保田 明寿 委員（花巻地区タクシー業協同組合 専務理事）  
川村 孝 委員（岩手県交通労働組合 花巻支部長）  
藤田 美菜子 委員（東日本旅客鉄道株式会社 新花巻駅長）  
佐藤 大介 委員（花巻市PTA連合会 会長）  
小原 松雄 委員（東和東部地区コミュニティ会議 会長）  
大竹 佐久子 委員（八重畑コミュニティ協議会 会長）

(3) 事務局

建設部都市政策課 澤田利徳課長、寺林和弘課長補佐、川村直之公共交通係長、小林知央主事

4 傍聴者 0名

5 内容 1 開会  
2 会長挨拶  
3 報告  
4 協議

議案第1号 役員の選任について

議案第2号 令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

議案第3号 （仮称）花巻市地域公共交通計画の策定について

議案第4号 花巻市地域公共交通計画策定調査等事業について

議案第5号 生活交通確保維持改善計画（花巻市地域内フィーダー系統確保維持計画）の策定について

5 その他

6 閉会

## 6 議事録

事務局（寺林補佐） それでは、定刻となりましたので、これより令和4年度第2回花巻市地域公共交通会議を開催いたします。

開会に先立ちまして、4月28日開催の第1回花巻市地域公共交通会議以降に、人事異動等により新たに委員にご就任いただきました方々をご紹介します。

「次第」の裏面にあります「委員名簿」の備考欄に（新任）と記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

（新任の委員 佐藤大介委員、小原松雄委員、佐々木豊委員を紹介）

続きまして、欠席委員をご報告いたします。

（欠席者を紹介）

続きまして、花巻市の出席職員を紹介いたします。

（事務局を紹介）

次に、次第の2「会長挨拶」に移ります。伊藤会長よりご挨拶を頂戴いたします。

伊藤会長 暑い中、ありがとうございます。本日は協議事項5件について協議をいただくこととなっております。よろしくお願いいたします。

事務局（寺林補佐） 伊藤会長ありがとうございました。

次に、次第の3「報告」でございます。

事務局より、花巻市地域公共交通会議設置要綱の改正についてご報告いたしますが、その前に大迫地域・岩手医科大学附属病院・盛岡赤十字病院連絡バスについても報告させていただきます。

事務局（川村係長） 大迫地域・岩手医科大学附属病院・盛岡赤十字病院連絡バスにつきまして、運行事業者である株式会社東和町総合サービス公社様が提出いたしました認可申請が東北運輸局により認可され、令和4年6月1日から運行を開始したことをご報告いたします。

それでは、設置要綱の改正について、ご報告いたします。本日配布いたしました右上に「差替」と記載している資料をご用意いたします。

改正の趣旨でございますが、令和2年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正されたことにより、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たす、「地域公共交通計画」の策定が努力義務化されたところでございます。花巻市地域公共交通会議の協議事項として、地域公共交通計画の作成等に関する事項を加えるとともに、国庫補助事業を活用する予定としておりましたことから、そのためには、花巻市地域公共交通会議が事業実施主体となり予算執行する必要があることから、経費の負担や出納確認を行う監事を置く必要があるため、花巻市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正したものでございます。改正の概要につきましては、資料をご覧ください。2ページ目以降につきましては、改正後の要綱となりますので、お目通し願います。

以上で報告を終わります。

事務局（寺林補佐） 事務局より報告いたしましたが、皆様からご質問やご意見はありませんか。

ないようですので、以上で3「報告」を終わります。

それでは、次第の4「協議」に入ります。

花巻市地域公共交通会議設置要綱第5条第3項により、「会長は交通会議を代表し、会務を総括し、交通会議の議長となる」と規定されておりますので、これ以降、伊藤会長に議長として進行をお願いいたします。

伊藤会長                    それでは、4「協議」に入ります。議案第1号「役員の選任について」を事務局より説明願います。

#### 議案第1号「役員の選任について」

事務局（川村係長）        議案第1号「役員の選任について」をご説明いたします。  
資料の5ページをお開き願います。こちらは花巻市地域公共交通会議設置要綱の改正により、要綱第5条第1項第3号に基づき本会議に新たに監事2名を置くことから、同条第2項に基づき、委員の互選により選出するものでございます。  
ご協議をよろしく願います。

漆戸委員                    資料の本文2行目に、花巻市地域公共交通会議設置要綱第10条とありますが、第5条ではないでしょうか。  
また、具体的な選任としては、立候補される方がいらっしゃればその方について審議をすれば良いですが、それが無い場合は、正副会長ないしは事務局の方から推薦をいただいて、その方について審議するというのを提案いたしますが、いかがでしょうか。

事務局（川村係長）        資料につきまして、ご指摘の通り、第10条ではなく第5条の誤りでした。資料の修正をお願いいたします。

伊藤会長                    委員の互選ということですが、いかがでしょうか。立候補、推薦がないようですので、事務局より提案という形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、事務局案の提案をお願いいたします。

事務局（川村係長）        それでは、事務局より提案いたします。  
監事につきまして、岩手県南広域振興局土木部花巻土木センター 道路整備課長の田頭征剛委員、花巻市社会福祉協議会 事務局長の小田島克久委員の選出を提案いたします。

伊藤会長                    事務局より提案がありましたが、承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、お二人に監事をお願いしたいと思います。よろしく願います。

続きまして、議案第2号「令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）について」を事務局より説明願います。

事務局（川村係長）        議案第2号「令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）について」

議案第2号「令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）について」をご説明いたします。  
資料の6ページをお開き願います。最初に、令和4年度の公共交通会議の事業計画案

についてご説明いたします。

一つ目といたしまして、会議の開催でございますが、今年度は3回を予定してございます。第1回目につきましては4月に開催いたしまして、先ほどご報告いたしました大迫地域・岩手医科大学附属病院・盛岡赤十字病院連絡バスについて、ご協議いただき承認いただいた形となっております。第2回目につきましては、本日6月29日でございますけれども、先ほどの役員選任のほか、事業計画・収支予算案について、地域公共交通計画の策定について、花巻市地域公共交通計画策定調査等事業について、生活交通確保維持改善計画の策定について、本日は、この5つについてご協議いただくこととしております。第3回目につきましては、令和5年1月中旬を予定してございまして、本日ご協議いただく生活交通確保維持改善計画の事業評価並びに花巻市地域公共交通計画策定調査等事業について中間報告をさせていただければと考えております。先ほど申し上げましたが、開催については3回の予定としておりますけれども、その他公共交通会議に諮るべき案件が出てきた場合につきましては、随時ご案内をして開催するという形で進めたいと考えてございます。

続いて、事業内容でございます。事業内容の一つ目といたしまして、花巻市地域公共交通計画策定調査等事業です。こちらの事業ですが、先ほど監事の選任の際にも説明いたしましたが、地域公共交通計画の策定が努力義務化されたこと、現在の花巻市地域公共交通網形成計画が令和5年度をもって計画期間が終了することから、次期計画である地域公共交通計画の策定に向けて、公共交通の現状と課題の整理、これまでの取り組みの検証、市民アンケート調査を行うための調査業務を委託しようとするものでございます。事業の詳細につきましては、議案第4号にてご説明いたします。

二つ目ですが、生活交通確保維持改善計画（花巻市地域内フィーダー系統確保維持計画）につきまして、こちらは幹線バス等の地域間交通ネットワークと接続するバス交通・デマンド交通運行に係る国庫補助制度を活用するため、補助要件を満たす大迫地域予約乗合バスと西南地域予約乗合バスの2系統の生活交通維持改善計画（花巻市地域内フィーダー系統確保維持計画）の策定と事業評価を行うものとなっております。こちらの計画につきましては議案第5号にてご説明いたします。

7ページ目をお開き願います。令和4年度の地域公共交通会議の収支予算書案でございます。まず、収入の部でございます。補助金といたしまして、今年度予算額1,238,875円となっております。こちらは調査事業に係る国庫補助金が交通会議に入ってくる形でございます。二つ目、負担金といたしまして、8,673,000円となっております。こちらは花巻市から入ってくる負担金でございます。三つ目、雑収入といたしまして125円となっております。こちらは預金利息等でございます。収入の部の合計が9,912,000円となっております。

続いて支出の部でございます。事務費といたしまして、振込手数料1,000円を予算額として設けてございます。事業費といたしまして、業務委託料9,911,000円となっております。こちらは先ほどご説明いたしました調査事業の委託業務費となっております。支出の部の合計も9,912,000円ということで計上してございます。

以上で説明を終わります。

伊藤会長

議案第2号の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はありますか。

ご質問、ご意見がないようですので、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

続きまして、関連がありますので、議案第3号「(仮称)花巻市地域公共交通計画の策定について」及び議案第4号「花巻市地域公共交通計画策定調査等事業について」を事務局より説明願います。

議案第3号「(仮称)花巻市地域公共交通計画の策定について」及び議案第4号「花巻市地域公共交通計画策定調査等事業について」

議案第3号「(仮称)花巻市地域公共交通計画の策定について」及び議案第4号「花巻市地域公共交通計画策定調査等事業について」を説明いたします。8ページ目をお開き願います。

まず、議案第3号「(仮称)花巻市地域公共交通計画の策定について」を説明いたします。

一つ目の趣旨でございますけれども、本市では、市民の安心・快適な生活をサポートする公共交通網を形成・維持していくこと、さらにそれが本市を訪れる観光客にとっても利便性の高いものとなることをめざして、平成29年6月に「花巻市地域公共交通網形成計画」を策定したところでございます。

近年では、人口減少の本格化、高齢者の運転免許証の返納の増加、運転手不足の深刻化、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加等により、公共交通の維持は容易ではなくなっている状況です。地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要となっているため、国は、令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を改正したところでございます。

このことにより、公共交通事業者を対象とした持続可能な地域公共交通網の形成という「地域公共交通網形成計画」の目的が、地域全体の輸送資源を対象とした地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保と改正され、併せて当該計画の名称も「地域公共交通計画」に改められたところでございます。

このような背景のもと、現在の「花巻市地域公共交通網形成計画」は令和5年度をもって計画期間が終了することから、将来にわたり地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図るため、仮称ではありますが「花巻市地域公共交通計画」を策定するものでございます。

二つ目といたしまして、地域公共交通計画の概要について説明いたします。地域公共交通計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものでございまして、地域公共交通計画の策定が努力義務化されているところでございます。下の法定記載事項と書かれた表をご覧ください。計画策定の際に法定記載事項として定められている事項がございまして、上から基本的な方針、計画の区域、計画の目標事業・実施主体、計画の達成状況の評価、計画期間となっており、その他については基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載することとなっております。

9ページ目をお開きください。従来の計画と地域公共交通計画との違いになります。新しく策定しようとしている地域公共交通計画上の計画の対象は、ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などを含む総合的なサービスの改善や充実、地域の輸送資源を総動員する具体策となっております。位置づけといたしましては、作成可能とされていたものが地方公共団体の作成を努力義務化されたところでございます。実効性の確保ですが、定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化、定量的なデータに基づくPDCAの取り組みを強化するとされているところでございます。

最後に、計画策定期間とスケジュールでございまして、花巻市として予定している策定期間は令和4～5年度の2年間をかけて計画を策定しようというところでございます。大まかなスケジュールではございますが、令和4年度につきましては、調査業務を委託し、公共交通の現状と課題の整理、これまでの取り組みの検証、市民アンケート調査、公共交通を実際に利用している方の意向調査、骨子案までの作成を考えております。令和5年度につきましては素案の作成、パブリックコメント、地域説明会等の実施、計画案の協議、承認をいただいた後に令和6年3月頃には計画策定と公表を見込んでいるところです。令和5年度につきましては、素案の作成・協議ということで、交通会議の中で委員の皆様にご協議いただきながら、計画を策定していく形になるかと思っております。今年度は3回会議を開催する予定としていますが、来年度については若干会議の回数も増えるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、関連がございます議案第4号「花巻市地域公共交通計画策定調査等事業」を説明いたします。10ページをお開き願います。

一つ目、事業の実施の趣旨でございますが、先ほど計画策定の説明の中でも申し上げましたが、地域公共交通計画の策定が努力義務化されたこと、「花巻市地域公共交通網形成計画」が令和5年度をもって計画期間が終了することから、次期計画である「地域公共交通計画」の策定作業について、国庫補助事業の「地域公共交通調査事業」を活用し調査事業を実施することとしております。

国庫補助事業の補助対象事業者は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「法定協議会」のみとなっており、補助事業を活用するため法定協議会である花巻市地域公共交通会議の承認を得て事業を実施させていただきたいというものでございます。

実施期間については、交通会議で承認を得た日から令和5年3月31日までで考えております。事業の実施方法については、公共交通会議が調査業務をコンサルタント業者に委託し、実施するものでございます。なお、国庫補助要件といたしまして、補助金を受領する通帳名やコンサルタント事業者に業務委託を行う契約行為・支払事務はすべて公共交通会議の名称で行うことが要件となっております。

委託業者の選定については、指名競争入札により業者を決定いたします。なお、入札執行は会議の庶務である建設部都市政策課で行い、過去に他の自治体において地域公共交通計画もしくは地域公共交通網形成計画の策定実績のある業者から、数社を指名し、入札を執り行う予定でございます。

今年度実施する調査内容については、大きく4つございます。一つ目といたしまして、公共交通の現状・課題の整理です。具体的な内容は、現状整理に加え、福祉送迎、通学交通等の調査・整理を行ってまいります。交通事業者へのヒアリングによる現況調査、ワークショップの実施を考えております。

二つ目といたしまして、移動特性・ニーズの把握です。具体的な内容として、公共交通の利用実態や公共交通への意見・要望を把握するための市民アンケート調査の実施、QRコードを用いた公共交通利用者の意向調査を検討しております。

三つ目といたしまして、花巻市地域公共交通網形成計画の取り組みの検証です。これまでの計画の検証を行います。計画策定後からの路線バス等の廃止・減便状況、デマンドへの転換状況の整理、目標値の評価等を行います。

一つ目から三つ目までの調査結果による公共交通の問題点・課題を整理いたしまして、令和4年度で骨子案の作成まで進めたいという内容の事業となっております。

以上で説明を終わります。

伊藤会長 議案第3号、4号の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はありますか。

鈴木委員 議案第4号の中から二点質問です。一点目、委託業者の選定について、過去に他の自治体において地域公共交通計画の策定実績のある業者から数社指名するとありますが、花巻市地域公共交通網形成計画を作成したコンサルタント業者は対象外になるのでしょうか。二点目、調査内容の中にワークショップの実施とありますが、どのような方々を対象に、どのようなイメージで行われるか、決まっていることがあれば教えてください。

事務局（寺林補佐） お答えします。一点目、委託業者の選定についてですが、前回花巻市地域公共交通網形成計画を作成した業者を外すことは考えておりません。作成した業者も含めてとする予定です。ただ、前回作成から時間が経っており、その間に法律も変わってきていることから、ここ数年で地域公共交通計画を作成した業者を入れたいと考えております。

二点目、ワークショップの実施についてですが、9ページ目に従来の計画との違いということで、計画の対象に「ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などを含む総合的なサービスの改善や充実」とありますが、計画は市だけで作成できるものではなく、交通事業者が今後どうしていくかというような話になっていくかと思っておりますので、このワークショップの実施については、岩手県交通株式会社様やタクシー会社の方々と一緒になって、そこにコンサルタント業者を入れながらワークショップをしたいと考えております。

木村委員 8ページの地域公共交通計画策定の趣旨の中で、人口減少の本格化、高齢者の運転免

許証の返納の増加という記載がありますが、10ページ目の調査内容ではこの二点に触れられておりません。調査の中で具体的にどの部分に入るのか教えていただきたいです。

事務局（寺林補佐） お答えします。調査内容に書かれていないということでしたけれども、人口減少については、前回の地域公共交通網形成計画と同様に、5年後10年後の高齢化率を調査する予定としております。公共交通を利用する方は高齢者が多い傾向にあるので、例えば、今後このエリアで高齢者が増えると想定されるため、公共交通を使ってもらうために路線の変更をしたりデマンドを運行したりといった検討の材料として調査はする予定としております。今後5年間の計画となりますので、人口減少の推移は地域ごとに見ておかなければならないと考えておりますので、そちらは調査を行う予定としております。

田頭委員 10ページの調査内容について質問です。移動特性、ニーズの把握というところで、市民へのアンケート調査は、紙配布なのかネットなのか決まっていれば教えていただきたいです。また、QRコードを用いた調査を行うとのことですが、どういった形でやろうとしているのか教えていただきたいです。

事務局（寺林補佐） お答えします。一点目の市民アンケートにつきまして、市民の中から無作為抽出で15歳以上3,000人程度を抽出いたしまして、アンケート調査の案内は文書で行い、回答方法については、紙に記載し返送していただくか、市ホームページのアンケートフォームから回答していただくかの2種類とする予定です。

二点目のQRコードにつきまして、バスの中にQRコードを設置しまして、スマホで読み込んでいただき、アンケートに答えていただくということを考えております。バス車内でのアンケート用紙の配布・回答は配布するためのスタッフが必要になるほか、人によっては乗車時間が短いため、回答が難しいと考えていることから、紙でアンケートを行うかどうかは決めておりません。QRコードでアンケートフォームに飛んでいただければ、その場で回答できなくても、後日時間を見て回答いただくことも可能ですので、その方向で考えております。ただし、高齢者の方でQRコードを読めないということもあるかと思いますが、先ほど申し上げたとおり人員的・時間的に難しい部分がございますので、若い方が中心になるかと思いますが、QRコードによる調査を考えております。

漆戸委員 今年度から来年度にかけて、花巻市においても地域公共交通計画を策定しなければならないということですが、策定というのはこの会議の名義で策定するのではなく、市で策定し、それに対しこの会議は策定にあたっての必要な協議を行う立場という認識でよろしかったでしょうか。

事務局（寺林補佐） 委員のおっしゃるとおりです。法律上、地域公共交通計画を策定するのは地方公共団体となっております。法律では、法定協議会を設置し計画について協議するのが公共交通会議となっております。今回、国の方から策定費用の補助金をいただけることになっておりますが、補助対象者は地方公共団体ではなく、法定協議会となっております。補助金を活用するために、今回、議案として予算案を提出させていただいたのですが、もし国からの補助金がなければ市の単費で策定作業に入りまして、実際に素案や案を作成する際に皆様からご意見をお伺いして策定するという事になっていたかと思えます。今回、国からの補助金があったことから、一年早く皆様に策定作業についてお知らせしたところをごさいますて、今年度の調査を受けて、来年度になりましたら皆様にご意見を伺いながら意見を反映したうえで市の方で策定したいと考えております。

伊藤会長 ほかに、ご意見、ご質問はありますでしょうか。  
ないようですので、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、続きまして、議案第5号「生活交通確保維持改善計画（花巻市地域内フィーダー系統確保維持計画）の策定について」を事務局より説明願います。

議案第5号「生活交通確保維持改善計画（花巻市地域内フィーダー系統確保維持計画）の策定について」

事務局（川村係長） 議案第5号「生活交通確保維持改善計画（花巻市地域内フィーダー系統確保維持計画）の策定について」をご説明いたします。11ページをお開き願います。

一つ目の趣旨につきまして、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（以下、「補助金」）は、地域の特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと接続する地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援するものでございます。

補助要件には、幹線バス等の地域間交通ネットワークと接続することなどの要件があり、当市においては、大迫地域予約乗合バス及び西南地域予約乗合バスが補助要件を満たしているところでございます。

補助金の申請にあたりましては、市や交通事業者等からなる協議会が策定した「生活交通確保維持改善計画」を国に提出しまして、認定を受ける必要がございます。

このことから、令和5年度補助金の申請にあたり、「生活交通確保維持改善計画」を下記のとおり策定し、本会議での計画承認の後、国に対し当該計画の認定申請書を提出するものでございます。

二つ目、計画期間については、令和4年10月1日から令和5年9月30日までとなっております。

三つ目、運行を確保・維持する系統につきまして、大迫地域予約乗合バス、西南地域予約乗合バスの2系統になっておりまして、大迫地域予約乗合バスについては運行予定者が株式会社文化タクシー様、有限会社宮野目タクシー・宮野目観光バス様、有限会社大迫観光タクシー様の3社でございまして、西南地域予約乗合バスについては有限会社笹間タクシー様の1社でございまして、

それでは、生活交通確保維持改善計画につきまして、別添資料1によりご説明いたします。

（資料1を読み上げて説明）

資料に誤りがございまして、お手数をおかけしますが訂正をお願いいたします。資料1の9ページ目、交通不便地域の人口とその内訳に誤りがございました。正しくは、交通不便地域人口の内訳の大迫地区が4,686人、東和地区7,876人、大迫地区と東和地区の人口を合算した交通不便地域の人口が12,562人の誤りでございました。大変恐れ入りますが、訂正をお願いいたします。

以上で計画案のご説明をいたしました。生活交通確保維持改善計画につきまして、補助申請上、軽微な内容変更が生じた場合には、事務局に一任いただき、事務を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。

伊藤会長 議案第5号の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はありますか。

田頭委員 資料1の1ページ目「2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果」の「(1) 事業の目標」について、予約応答型乗合交通の利用者数として記載されている27,800人についてですが、下の表にある大迫地域予約乗合バス、西南地域予約乗合バスの利用者数とかなり数字が離れており、リンクしないので、考え方を教えてほしいです。また、「公共交通を利用できる市民の割合」とありますが、「利用している」ではなく「利用できる」としている理由を教えてください。

事務局（寺林補佐） 一点目の予約応答型乗合交通の利用者数につきまして、27,800人は花巻市地域公共交通網形成計画上のデマンド交通利用者数の目標値になりますが、網形成計画では、大迫地域、西南地域以外にも東和地域、石鳥谷地域で予約乗合バスを導入しており、さらに



計画の段階では、導入検討地域の利用者数もあったことから、全地域の目標値を合算したものが27,800人となっております。27,800人の内数として大迫地域と西南地域があるというふうに考えていただければと思います。

昨年度までは、花巻市地域公共交通網形成計画の中で目標値としていた大迫地域と西南地域予約乗合バスの利用者数を、フィーダー計画の目標値としておりました。令和3年度の目標値では両地域とも2,200人でしたが、結果は記載しておりますとおり、大迫地域が3,482人、西南地域が3,327人と達成率が100%を大きく超える状況であり、目標値を改めるようにと岩手運輸支局よりご指導をいただいております。そのため、今回目標値を再設定したところでございます。

二点目の公共交通を利用できる割合についてですが、市で毎年実施している市民アンケートにて、「あなたは公共交通を利用できますか」という内容で質問をしていることから、質問文をそのまま記載しております。

事務局（川村係長） 先ほど予約応答型乗合交通には石鳥谷地域及び東和地域でも運行しているとお話ししたましたが、なぜこの2地域が計画に入っていないかといいますと、この国庫補助金は平成23年度から始まったものであり、それ以前に運行が開始したものについては、国庫補助金の補助要件である新規性に該当しないこととなり、2地域については補助対象外となっております。また、湯口地区にて路線を定めて運行している湯口地区予約乗合タクシーがあり、こちらは平成26年度に運行を開始しておりますが、幹線路線の接続がないことから対象外となっております。

田頭委員 そうしますと、フィーダー計画に東和地域と石鳥谷地域が該当しないことであれば、27,800人から数を減らすべきということでしょうか。

事務局（川村係長） 27,800人というのはあくまでも花巻市地域公共交通網形成計画で定めている参考値という形になっておまして、フィーダー計画の中では補助対象となる大迫地域と西南地域の目標値をそれぞれ定めている形になります。

千田委員 そもそもこの計画が大迫地域と西南地域についての計画であり、2地域のみ利用者数の目標をたてるのであれば、大迫地域と西南地域の目標値が記載された表を最初に持ってきて、表の下に参考値として花巻市全体としての目標値である27,800人を持つてくるという記載にした方が分かりやすいのではないのでしょうか。

事務局（寺林補佐） 補足させていただきます。お見込みの通り、前回までは利用者数27,800人の内訳を目標値としており、27,800人のうち、大迫、西南、東和、石鳥谷、湯口の5地域と今後導入予定の地域を含めて27,800人という目標値を網計画に設定しておりました。この計画はあくまでも国庫補助を受けるための計画書となっております。当初、2地域とも網計画上の目標値で国の方に提出しておりましたが、実績値が目標値を大きく上回る状況となっており、国の方から網計画の修正の必要はないが、フィーダー計画上の目標値を再設定するようにとご指導を受けたことから、目標値を再設定したところです。事業の目標につきましては、花巻市全体としての利用者数目標、公共交通に満足している市民の割合、公共交通を利用できる市民の割合を記載したため分かりづらくなっているところですが、会議前に東北運輸局にこちらの内容で事前確認をさせていただいたうえでご協議いただいているところです。今回はあくまでも表の中の利用者数がフィーダー計画上の目標値ということになっておまして、27,800人については網計画にある数字を記載したものでございます。

平賀委員 分かりやすくするよう、この計画を修正することはできないのでしょうか。

事務局（寺林補佐） こちらの計画はこのまま国に提出するものになりますので、こちらの資料でご協議いただきたいと思います。本来は委員の方に分かるように別に資料を準備すべきだったと思いますが、計画自体は参考として記載した赤字部分、過年度の実績を削除した状態で提出したいと考えております。

- 平賀委員 先ほど、最後の説明では大迫と西南は補助金をもらうために申請をするとのことですが、石鳥谷地域や東和地域、湯口地区で運行している乗合バス、タクシーについては補助金は出していないのでしょうか。
- 事務局（寺林補佐） 先ほど申し上げましたとおり、国庫補助制度ができた際にすでにデマンド交通を開始していたものについては新規性の要件に該当せず、補助対象外となっております。湯口地区については要件である幹線路線への接続がないことから補助対象外となっております。
- 平賀委員 大迫地域、西南地域については国からの補助が入っているとのことですが、他の地域では市などからタクシー事業者へ補助金は入っていないのでしょうか。
- 事務局（寺林補佐） デマンド交通につきましては、市からの依頼により運行していることから、市で運行経費から運賃収入を差し引いた赤字分を全額補助しております。  
一点補足説明になります。フィーダー補助金につきましては、現在タクシー事業者へ直接入金されておりますが、先ほど説明いたしました公共交通計画を策定する際、この計画の中にフィーダー計画のことを盛り込まないと補助対象となりません。また、現在タクシー事業者が補助対象事業者となっておりますが、公共交通計画策定後は公共交通会議が補助対象事業者となり、国からの補助金は一旦公共交通会議に入ってから、各タクシー事業者へ入ることとなる予定ですので、参考までにお知らせいたします。
- 伊藤会長 ほかにご質問やご意見はありますでしょうか。  
ないようですので、議案第5号につきまして、計画を一部修正し、承認することとしてよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 伊藤会長 以上で協議は終了いたしました。ありがとうございました。
- 事務局（寺林補佐） 伊藤会長ありがとうございました。  
それでは、次第の5「その他」に移ります。  
事務局より、本日お渡ししております資料について三点報告がございますので、事務局からご報告申し上げます。
- 事務局（川村係長） 報告いたします。  
前回公共交通会議を開催いたしました4月28日以降に補正予算等で事業化した内容をご報告させていただきたいと思っております。  
まず一点目といたしまして、(1)公共交通事業者に対する支援ということでございますけれども、燃料費高騰の影響を受けている公共交通事業者に対し、岩手県が実施する支援と協調して花巻市でも支援を実施する計画として予算措置をしております。  
支援内容の一つ目としまして、バス事業者運行支援緊急対策交付金です。こちらは補助対象が市内に本社・営業所を有し、市内において路線定期運行を行う乗合バス事業者、支援金額については1台当たり4万円で、こちらは県の支援と同額となっております。予算額は72万円となっております。  
二つ目は、タクシー事業者運行支援緊急対策交付金です。こちらは補助対象が市内に本社・営業所を有するタクシー事業者、支援金額は1台当たり1万円で、こちらも県の支援額と同額となっております。予算額は172万円となっております。  
二点目といたしまして、(2)AI（人工知能）を搭載した新デマンドシステムの導入についてです。こちらは受付業務の省力化や効率的な運行、Web予約の導入を目的といたしまして、配車デマンドシステムを導入する計画としております。なお、システム導入により利用者の利用方法は変更がないものの、Web（インターネット）での予約が可能となるため、利用方法の周知とWeb予約の学習会を含めた体験試乗会を西南地

域などで開催する予定としております。

システムの導入時期については令和4年10月1日、現在契約しているシステムにつきましては株式会社未来シェア様の「SAVS (サブス)」というシステムでございます。導入に係る予算につきましては、5,038万円となっております。体験試乗会につきましては、導入後である10月以降を考えておりました。追って対象地域の方々にはお知らせしたいと考えております。

三つ目といたしまして、(3)バスロケーションシステムの導入事業補助についてです。岩手県交通株式会社が導入するバスロケーションシステムに係る経費の一部を市が補助するというものでございます。予算額が130万8千円、補助金額につきましてはシステム導入費の3分の1を補助するものでございます。

以上、報告させていただきます。

事務局（寺林補佐）

事務局よりご報告いたしました。皆様からご質問はございませんか。それでは以上で報告を終わります。

それでは、閉会となりますが、一点お知らせでございます。公共交通会議委員の任期につきまして、今年の11月30日までとなっております。今年の事業計画でもご説明いたしました。1月に会議を開催する予定でありまして、委員の皆さまには引き続き委員のお引き受けについてお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、以上をもちまして令和4年度第2回花巻市地域公共交通会議を閉会させていただきます。

皆様大変お疲れ様でした。ありがとうございました。